

船舶油濁損害賠償保障法施行令

(油)

第一条 船舶油濁損害賠償保障法（以下「法」という。）第二条第三号の政令で定める油は、次に掲げる油とする。

- 一 原油
- 二 重油
- 三 潤滑油

四 前三号に掲げるもののほか、日本工業規格K二二五四により試験したときに温度三百四十度以下においてその体積の五十パーセントを超える量が留出しない炭化水素油

(保険者等)

第二条 法第十四条第二項の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 船主相互保険組合法（昭和二十五年法律第七十七号）第二条第一項の船主相互保険組合
- 二 漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第四条の漁船保険組合
- 三 保険業法（平成七年法律第五号）第二条第四項の損害保険会社又は同条第九項の外国損害保険会社等
- 四 外国において保険の事業若しくは保証の事業又はこれらに類する事業を行う者（前号に該当する者を除く。）であつて、千九百九十二年の油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約第七条第二項の規定により同条約の締約国である外国により発行され、又は公認されている証明書において保険者その他保証を提供する者とされているもの
- 五 外国において保険の事業若しくは保証の事業又はこれらに類する事業を行う者（前二号に該当する者を除く。）であつて、タンカー油濁損害賠償保障契約に基づきタンカー所有者の損害をてん補し、又は賠償の義務の履行を担保する業務を適確に遂行するに足りる能力を有すると国土交通大臣が認められたもの

2 法第三十九条の五第二項の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 前項第一号から第四号までに掲げる者
- 二 我が国において一般船舶油濁損害賠償等保障契約に基づき国土交通大臣が定める総トン数以下の一般船舶の一般船舶所有者等の損害をてん補し、又は賠償の義務の履行及び費用の支払を担保する業務を行う者（専ら当該業務を行う者に限り、前号に該当する者を除く。）であつて、当該業務を適確

に遂行するに足りる能力を有すると国土交通大臣が認めたもの

三 外国において保険の事業若しくは保証の事業又はこれらに類する事業を行う者（第一号に該当する者を除く。）であつて、一般船舶油濁損害賠償等保障契約に基づき一般船舶所有者等の損害をてん補し、又は賠償の義務の履行及び費用の支払を担保する業務を適確に遂行するに足りる能力を有すると国土交通大臣が認めたもの

（特定油）

第三条 法第二十八条第一項の政令で定める原油及び重油は、原油及び日本工業規格K二二八三により試験したときの温度三十七・七八度における動粘度が五・八センチストークス以上である重油とする。

（油受取人の事業活動を支配する者）

第四条 法第二十八条第二項に規定する油受取人の事業活動を支配する者は、株式会社又は有限会社である一又は二以上の油受取人のそれぞれの発行済株式の総数の過半数に当たる株式又は資本の過半に当たる出資口数を一の会社（外国会社であるものを除く。）が所有している場合における当該一の会社とする。

（供託委託契約の受託者）

第五条 法第三十八条において準用する船舶の所有者等の責任の制限に関する法律（昭和五十年法律第九十四号）第二十条第四項の政令で定める者は、船舶の所有者等の責任の制限に関する法律施行令（昭和五十一年政令第二百四十八号）本則各号に掲げる者とする。